

「2021年知識獲得講座及び過去問攻略講座 PART 1 (関税法)」で学習されている皆様へ

2021年3月23日
LEC 東京リーガルマインド
通関士試験受験指導部

2021年知識獲得講座及び過去問攻略講座 PART 1 (関税法)の訂正

「2021年知識獲得講座 PART 1 (関税法)」及び「2021年過去問攻略講座 PART 1 (関税法)」の解説講義におきまして訂正がございます。ご受講の皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今後はかかることのなきよう、十分注意して参る所存です。

以下に訂正箇所をご案内致しますので、復習に際しては十分ご注意頂きますようお願い申し上げます。

2021年知識獲得講座及び過去問攻略講座 PART1 (関税法)

該当箇所
知識獲得講座 PART1 第6回第1ユニット、レジュメ P104 の「発展知識」解説箇所及び過去問攻略講座 PART1 第2回第4ユニット、レジュメ P19 「(8) 認定通関業者 肢6」の解説箇所

解説講義中、「認定が失効した場合において、現に進行中の通関手続(特例申告(特例委託輸入者に係るものに限る。))または特定委託輸出申告に係るものに限る。)があるときは、当該通関手続については、当該認定を受けていた者またはその相続人(認定を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人または合併により設立された法人)が引き続き当該認定を受けているものとみなされる。」の解説において、「通関業の許可が取り消された場合」には、あたかも認定を受けているものとみなさないような解説になっておりますが、認定通関業者の「通関業の許可が取り消された場合」においても、認定通関業者の認定が失効する場合の中に、「通関業の許可が取り消される場合」が含まれていることから、当該規定は適用されます。

ただし、現に進行中の通関手続は、特例申告(特例委託輸入者に係るものに限る。))または特定委託輸出申告に限ることにご注意ください。



0 001721 210051

QU21005